



鳥取県・鳥取労働局から県内企業の皆さまへの大切なお知らせです



令和5年10月5日(木)から鳥取県の最低賃金は

854円→

46円アップ

900円

もうすぐ!

になります!

最低賃金はパートやアルバイトを含むすべての労働者に適用されます。
900円未満の賃金は10月5日までに引上げが必要です。

県・国では企業の賃金アップの取組を支援します。

事業所内で最も低い賃金が**854円～1,100円**の場合は、以下のいずれかの助成制度の対象になります。(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください)

国 業務改善助成金



【詳細はHPで】

最大
600万円

補助率
4 / 5 ~
9 / 10

**県 賃金アップ環境整備
応援補助金**



【詳細はHPで】

最大
500万円

補助率
2 / 3

事業所内で最も低い
賃金の一定額
以上の引上げ



生産性向上、労働能率増進につながる
設備投資・業務改善
(機械設備、経営コンサルティング、
人材育成・教育訓練 等)



設備投資等にかかった
費用の一部を
助成

【お問合せ先】

- 「最低賃金」について
厚生労働省 鳥取労働局 賃金室
☎ : 0857-29-1705
- 「業務改善助成金」について
厚生労働省 鳥取労働局 雇用環境・均等室
☎ : 0857-29-1701
- 「賃金アップ環境整備応援補助金」について
鳥取県商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
☎ : 0857-26-7536 FAX : 0857-26-8169

【最低賃金について】



鳥取労働局HP

賃金アップで
みんなの笑顔も
アップ♪

